

株式交換に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2024 年 4 月 8 日

東京都千代田区有楽町一丁目 2 番 2 号
メディアスホールディングス株式会社

株式交換に係る事前開示書面

メディアスホールディングス株式会社（以下、「当社」といいます。）及びマコト医科精機株式会社（以下、「マコト医科精機」という。）は 2024 年 4 月 30 日をもって、当社を完全親会社、マコト医科精機を完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を実施いたします。

本株式交換に関する会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める事前開示事項は、次のとおりです。

1. 株式交換契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）

当社及びマコト医科精機が 2024 年 3 月 5 日付で締結した株式交換契約の内容は別紙 1 のとおりです。

2. 会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 1 号）

会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性、交換対価の総数又は総額の相当性及び交換対価として当該種類の財産を選択した理由に関する事項は、別紙 2 のとおりです。

3. 会社法第 768 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 2 号）

当社は新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての事項（会社法施行規則第 193 条第 3 号）

（1）最終事業年度にかかる計算書類等の内容

マコト医科精機最終事業年度に係る計算書類等の内容は、別紙 3 のとおりです。

（2）株式交換完全子会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 株式交換完全子会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 株式交換完全親会社に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 4 号）

(1) 株式交換完全親株式会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

6. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等

該当事項はありません。

7. 会社法第 799 条第 1 項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者があるときは、株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社の債務（当該債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）

会社法第 799 条第 1 項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者はありません。

2024年4月8日

東京都千代田区有楽町一丁目2番2号
メディアスホールディングス株式会社
代表取締役 池谷 保彦

以上

(別紙1) 株式交換契約の内容 (会社法第794条第1項)

株 式 交 換 契 約 書

メディアスホールディングス株式会社(住所:東京都千代田区有楽町一丁目2番2号。以下、「甲」という。)、マコト医科精機株式会社(住所:山梨県中央市流通団地北5番地。以下、「乙」という。)は、以下のとおり株式交換契約(以下「本契約」といい、本書を指す場合は「本契約書」という。)を締結する。

第1条 (株式交換)

甲および乙は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を行い、甲は乙の発行済株式(ただし、甲が保有する乙の株式を除く。)の全部を取得する。

第2条 (交換対価の交付及び割当て)

- 1 甲は、本株式交換に際して、乙の株主に対して、乙の普通株式に代わる金銭等として、効力発生日(第5条において定義する。以下同じ)の前日の最終の乙の株主名簿に記載または記録された乙の株主(甲を除く。)が保有する乙の普通株式の合計数に10.59を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
- 2 前項の対価の割当てについては、効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿に記載または記録された乙の株主(甲を除く。)に対して、その保有する乙の普通株式数に10.59を乗じた数の甲の普通株式を割り当てる。
- 3 割当てる甲の普通株式の数に、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条の規定により、その端数の合計数(その合計数に1に満たない端数がある場合は切捨てるものとする。)に相当する甲の普通株式を売却し、その端数に応じてその代金を当該株主に交付する。

第3条 (増加すべき資本金および準備金の額)

本株式交換により増加すべき甲の資本金および準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い、甲が別途適当に定める金額とする。

第4条 (本契約の承認手続)

甲および乙は、本契約につき承認を得るため以下の決議を求める。ただし、必

要に応じて甲および乙が協議のうえ、これを変更できるものとする。

(1) 甲は会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を得ないで、本株式交換を行うものとする。ただし、会社法第 796 条第 3 項の規定により甲の株主総会による承認が必要となった場合には、甲は効力発生日の前日までに、株主総会において、本契約の承認および本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

(2) 乙は効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認および本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

第 5 条 (効力発生日)

本株式交換の効力発生日 (以下、「効力発生日」という。) は、2024 年 4 月 30 日とする。ただし、必要に応じて甲および乙が協議のうえ、これを変更することができるものとする。

第 6 条 (会社財産の管理)

甲および乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行および財産の管理、運営を行い、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲および乙が協議のうえ、これを行うものとする。

第 7 条 (本株式交換の条件の変更および本契約の解除)

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産状態、経営状態および将来予測に重大な変更が生じたときは、甲および乙が協議のうえ本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、または本契約を解除することができるものとする。

第 8 条 (本契約の効力)

本契約は、第 4 条第 1 号ただし書きの定めに従って甲の株主総会において本契約の承認が必要となる場合にその承認が得られないとき、または第 4 条第 2 号に定める乙の株主総会において本契約の承認が得られないとき、もしくは法令等に定める関係官庁等の許認可等を得られないときは、その効力を失うものとする。

第9条（協議事項）

本契約書に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲および乙が協議のうえ決定するものとする。

以上、本契約を証するため本契約書2通を作成し、甲および乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

2024年3月5日

（甲）東京都千代田区有楽町一丁目2番2号
メディアスホールディングス株式会社
代表取締役 池谷 保彦

（乙）山梨県中央市流通団地北5番地
マコト医科精機株式会社
代表取締役 諸平 あゆみ

(別紙2) 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項(会社法施行規則第193条第1号)

1. 株式交換に係る割当ての内容

会社名	メディアスホールディングス株式会社 (株式交換完全親会社)	マコト医科精機株式会社 (株式交換完全子会社)
株式交換に係る割当比率	1	10.59
株式交換により交付する株式数	普通株式:222,390株(予定)	

(注1) 株式の割当比率

マコト医科精機株式会社(以下「マコト医科精機」といいます。)の普通株式1株に対して、メディアスホールディングス株式会社(以下「当社」といいます。)の普通株式10.59株を割当て交付いたします。

なお、上記表に記載の本株式交換に係る割当比率(以下「本株式交換比率」といいます。)は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社合意の上、変更されることがあります。

(注2) 単元未満株式の取り扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式(100株未満の株式)を保有する株主が新たに生じる場合、当社の単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、当社の株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

単元未満株式の買取制度(100株未満株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対して、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求し、これを売却することができる制度です。

2. 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交換比率の検討及びその前提として行われた2024年3月1日付け株式売買による子会社化の検討に際して、公正性および妥当性を確保するため、当社及びマコト医科精機から独立した第三者算定機関である株式会社軽子坂パートナーズ(以下、「軽子坂パートナーズ」といいます。)に株式交換比率の算定を依頼することといたしました。

当社はマコト医科精機のデューデリジェンス結果や軽子坂パートナーズから提

出された評価結果を受けて、財務状況や将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、慎重に交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、本株式交換比率は妥当であり、株主の利益を損ねるものではないと判断いたしました。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関との関係

軽子坂パートナーズは、当社及びマコト医科精機の関連当事者には該当せず、本件株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

② 算定の概要

軽子坂パートナーズは、両社の株式価値の算定に際して、当社の株式価値については、当社が東京証券取引所に上場しており、市場価値が存在することから、市場株価法を用いて当社の株式価値の算定を行いました。算定基準日を2024年3月4日とし、算定基準日より遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の出来高加重平均株価を用いて算定しました。算定された当社の普通株式1株当たりの株式価値は以下のとおりです。

評価方法	算定結果 (円)
市場株価法	735～756

マコト医科精機の株式価値については、同社株式が非上場であることを勘案し、将来の事業活動の見通しを評価に反映させるため、ディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」という。）を採用いたしました。また、後述の通り、マコト医科精機の事業計画においては大幅な増減益を見込んでいることから、より客観性を高めるため、時価純資産法も採用することといたしました。

DCF法においては、2024年4月期から2028年4月期までの事業計画に基づき算出した将来キャッシュフロー等を一定の割引率で現在価値に割り引き、資産等の状況を考慮することで株式価値を評価しております。

なお、DCF法による算定の前提とした当該事業計画には、対前期比において大幅な増減益が見込まれる事業年度が含まれております。2024年4月期においては、営業体制の変動等による一時的な売上高の減少及び人件費を中心とした費用増加に起因し、減益となることを見込んでおります。2025年4月期から2026年4月期においては、2024年4月期に発生を見込んでいる一時的な減収及び費用増加が解消されていくことによる売上高の増加及び販売費及び一般管理費の減少から増益となることを予測しております。

また、当社は、当該事業計画について、マコト医科精機より提供を受けた情報及び経営者へのヒアリング等により、その計画の妥当性を検証しております。

時価純資産法による算定においては、2023年4月30日時点の貸借対照表をもとに、簿価純資産額に、マコト医科精機が保有する資産・負債の時価を反映させた時価純資産額を算出することで株式価値を評価しております。

軽子坂パートナーズが上記手法により算定した、マコト医科精機の普通株式1株当たりの株式価値は以下のとおりです。

評価方法	算定結果（円）
DCF法	15,263～15,603
時価純資産法	3,963

以上の算定結果を踏まえ、当社は本株式交換比率について検討し、マコト医科精機と交渉を行った結果、マコト医科精機の1株当たりの価値を7,850円とし、株式割当てについて「1. 株式交換に係る割当ての内容」に記載のとおりとすることを決定いたしました。

なお、軽子坂パートナーズは、株式価値の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。

(別紙3) 株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容 (会社法施行規則第193条第3号イ)

決 算 報 告 書

第 76 期

自 令和 4年 5月 1日

至 令和 5年 4月 30日

マコト医科精機 株式会社

山梨県中央市流通団地北5番地

貸借対照表

令和 5年 4月 30日現在

マコト医科精機 株式会社

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【 2,071,288,056 】	【流動負債】	【 2,037,128,119 】
現金預金	1,000,290,559	支払手形	410,977,400
受取手形	22,330,155	買掛金	1,518,839,480
売掛金	931,289,504	短期借入金	10,920,000
未収入金	14,275,334	未払金	72,348,791
商 品	109,423,560	未払消費税	1,495,400
貯 蔵 品	290,355	短期リース債務	16,598,980
仮 払 金	2,588,589	預 り 金	5,778,068
貸倒引当金	△9,200,000	未払法人税等	170,000
【固定資産】	【 688,156,870 】	【固定負債】	【 185,668,927 】
(有形固定資産)	(462,121,841)	長期借入金	92,530,000
建 物	93,596,247	長期リース債務	17,799,930
構 築 物	6,814,036	退職給付引当金	75,338,997
リ ー ス 資 産	30,359,900		
器 具 備 品	1,847,894	負債の部合計	2,222,797,046
土 地	329,503,764	純資産の部	
(無形固定資産)	(1,082,889)	【株主資本】	【 536,647,880 】
電 話 加 入 権	1,082,889	資 本 金	30,000,000
(投資その他の資産)	(224,952,140)	利 益 剰 余 金	506,647,880
出 資 金	8,166,280	利 益 準 備 金	7,500,000
投資有価証券	1,195,000	その他利益剰余金	499,147,880
差入保証金	97,049,148	別 途 積 立 金	373,000,000
保 険 積 立 金	66,614,094	繰越利益剰余金	126,147,880
加 入 金	14,851,498		
破産更生債権等	11,846,120	純資産の部合計	536,647,880
繰延税金資産	25,230,000	負債純資産の部合計	2,759,444,926
資産の部合計	2,759,444,926		

損益計算書

自 令和 4年 5月 1日
至 令和 5年 4月 30日

マコト医科精機 株式会社

(単位：円)

科 目	金 額	
【売上高】		
売 上	7,109,661,237	
受取販売手数料収入	18,823,351	
売上返品値引高	23,008,004	7,105,476,584
【売上原価】		
期首商品棚卸高	111,859,949	
仕 入	6,858,067,490	
運 賃 諸 掛	602,280	
歩 戻 収 入	△12,169,230	
他勘定振替高	△1,543,019	
仕入返品値引	386,651,123	
期末商品棚卸高	109,423,560	6,460,742,787
売上総利益		644,733,797
【販売費及び一般管理費】		592,003,474
営業利益		52,730,323
【営業外収益】		
受 取 利 息	121,086	
受 取 配 当 金	13,700	
雑 収 入	4,503,836	
情 報 提 供 収 入	2,011,229	6,649,851
【営業外費用】		
支 払 利 息	1,050,945	
差入保証金償却	37,824	
雑 損 失	3,809,393	
固定資産除却損	1	
棚 卸 減 耗 損	1,543,019	6,441,182
経常利益		52,938,992
【特別利益】		
保 險 差 益	110,836,736	
貸倒引当金戻入額	3,300,000	
退職給付引当金戻入額	14,930,576	129,067,312
【特別損失】		
貸 倒 損 失	186,830,800	
システム開発精算損失	13,072,000	199,902,800
税引前当期純損失		△17,896,496
法人税住民税及事業税		336,200
法人税等調整額		3,700,000
当期純損失		△21,932,696

株主資本等変動計算書

自 令和 4年 5月 1日 至 令和 5年 4月 30日

(単位：円)

マコト医科精機 株式会社

	株主資本							純資産の部合計
	資本金	利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計	株主資本合計	純資産の部合計	
			その他の利益剰余金					
			別途積立金	繰越利益剰余金				
当期末残高	30,000,000	7,500,000	353,000,000	173,480,576	533,980,576	563,980,576	563,980,576	
当期変動額								
新株の発行								
剰余金の配当				△5,400,000	△5,400,000	△5,400,000	△5,400,000	
剰余金の内訳科目間の振替			20,000,000	△20,000,000				
当期純損失				△21,932,696	△21,932,696	△21,932,696	△21,932,696	
当期変動額合計			20,000,000	△47,332,696	△27,332,696	△27,332,696	△27,332,696	
当期末残高	30,000,000	7,500,000	373,000,000	126,147,880	506,647,880	536,647,880	536,647,880	

販売費及び一般管理費

自 令和 4年 5月 1日
至 令和 5年 4月 30日

マコト医科精機 株式会社

(単位：円)

科 目	金 額
給 料 手 当	362,184,921
法 定 福 利 費	58,970,374
福 利 厚 生 費	14,936,302
退職給付引当金繰入額	6,120,212
派 遣 人 件 費	2,119,349
退 職 金	14,959,801
広 告 宣 伝 費	3,252,625
車 両 維 持 費	11,895,165
旅 費 交 通 費	10,482,059
発 送 運 賃	12,786,482
通 信 費	8,544,722
水 道 光 熱 費	4,278,800
販 売 促 進 費	35,710
消 耗 品 費	1,400,892
修 繕 費	560,313
保 険 料	2,714,570
事 務 用 品 費	5,611,636
租 税 公 課	6,866,858
交 際 接 待 費	1,581,895
地 代 家 賃	2,124,000
減 価 償 却 費	24,738,926
寄 付 金	768,000
保 守 管 理 料	13,449,963
委 託 手 数 料	11,086,362
諸 会 費	2,697,976
リ ー ス 料	114,540
会 議 費	143,100
I S O 関 係 費	330,000
研 修 費	1,348,043
雑 費	5,899,878
販売費・一般管理費	592,003,474

個別注記表

自 令和 4年 5月 1日
至 令和 5年 4月 30日

マコト医科精機 株式会社

1. この計算書類は、「中小企業の会計に関する指針」によって作成しています。
2. 重要な会計方針
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ①有価証券の評価基準及び評価方法
 - ア 時価のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定しています。）
 - イ 時価のないもの
移動平均法による原価法。
 - ②棚卸資産の評価基準及び評価方法
最終仕入原価法を採用しています。
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産
法人税法の規定による定率法、ただし建物、建物附属設備及び構築物の一部は定額法。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産についてはリース期間定額法。
 - ②無形固定資産
定額法を採用しています。
 - (3) 引当金の計上基準
 - ①貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定による法定繰入率により計上しています。
 - ②退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職金規定に基づく期末要支給額により計上しています。
 - (4) 収益及び費用の計上基準
収益については実現主義により認識し、費用については発生主義により認識しています。
 - (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要事項
消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜経理方式によっています。
3. 貸借対照表等に関する注記
 - (1) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	257,402,054円
----------------	--------------
4. 株主資本等変動計算書に関する注記
 - (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項
 - ①発行済株式

ア 普通株式（発行済株式）	60,000株
---------------	---------
 - (2) 配当に関する事項
 - ①当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

令和4年7月19日の定時株主総会において、次の通りに決議されました。

ア 配当の原資	
利益剰余金	
イ 配当財産が金銭の場合	
配当金の総額	5,400,000円
1株当たりの配当額	90円
基準日	令和 4年4月30日
効力発生日	令和 4年7月19日

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生主な原因

①固定資産 退職給付引当金繰入否認額	25,230,000円
繰延税金資産合計(投資その他の資産)	25,230,000円

(2) 法定実効税率 33.5%

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース取引の処理方法

過年度からの継続している所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じております。

7. 一株当たり情報に関する注記

(1) 一株当たり純資産額	8,944円
(2) 一株当たり当期純損失	365円

以上の通りご報告いたします。

令和 5年 7月 20日

会社名

マコト医科精機 株式会社

代表取締役	諸平 秀樹
代表取締役	諸平 あゆみ
取締役	有野 一成
取締役	相原 充
取締役	佐野 親由

監査の結果、いずれも適法かつ妥当であることを認めます。

令和 5年 7月 11日

監査役 諸平 寛人